目 次

第IV部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正

第1章	補正の要件(特許法第17条の2)	
	概要	
2.	補正の時期的要件	1 -
3.	補正の実体的要件	2 -
	3.1 一回目の審査結果が出願人に送られるまで	2 -
	3.2 最初に拒絶理由通知がなされた後	2 -
4.	補正の実体的要件についての判断に係る審査の進め方	4 -
第2章	新規事項を追加する補正(特許法第17条の2第3項)	
1.	概要	1 -
2.	新規事項の判断に係る基本的な考え方	2 -
3.	新規事項の具体的な判断	3 -
	3.1 当初明細書等に明示的に記載された事項にする補正	3 -
	3.2 当初明細書等の記載から自明な事項にする補正	3 -
	3.3 各種の補正	
	3.3.1 特許請求の範囲の補正	4 -
	3.3.2 明細書の補正	9 -
	新規事項の判断に係る審査の進め方	
5.	留意事項	2 -
第3章	発明の特別な技術的特徴を変更する補正(特許法第17条の2第4項)	
1.	概要	1 -
2.	発明の特別な技術的特徴を変更する補正についての判断	2 -
3.	発明の特別な技術的特徴を変更する補正か否かの具体的な判断手順・	3 -
	3.1 具体的な判断手順	
	3.2 補正前に拒絶理由通知が複数回なされている場合の判断手順 …	6 -
4.	特別な技術的特徴を変更する補正についての判断に係る審査の進め	
	方	6 -
第4章	目的外補正(特許法第17条の2第5項)	
1.	概要	1 -
	1.1 特許法第17条の2第5項	1 -

1	1.2	特記	午法第17条の2第6項2:
]	1.3	本章	章の構成 ······ 2 ·
2.	特討	請习	ドの範囲の限定的減縮及び独立特許要件についての判断(第
1	17条	の2g	第5項第2号及び第6項)3
2	2.1	特部	午請求の範囲の限定的減縮(第17条の2第5項第2号) 3:
	2.	1.1	補正が特許請求の範囲を減縮するものであること3
	2.	1.2	補正が補正前発明の発明特定事項を限定するものであるこ
			<u> </u>
	2.	1.3	補正前発明と補正後発明の産業上の利用分野及び解決しよ
			うとする課題が同一であること
2	2.2	独立	立特許要件(第17条の2第6項) 6・
3.	請求	項0	O削除についての判断(第17条の2第5項第1号) ··········· 7 :
4.	誤記	己の言	丁正についての判断 (第17条の2第5項第3号) 7 :
5.	明瞭	きでた	よい記載の釈明についての判断(第17条の2第5項第4号) ······ 7 ·
5	5.1	明的	僚でない記載の釈明であること ····································
5	5.2	拒約	色理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするもので
		ある	<u> </u>
6	日於	小人症	#正についての判断に係ろ案杏の准め方 ·············

<関連規定>